

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成23年8月10日

【四半期会計期間】 第74期第1四半期(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

【会社名】 石原薬品株式会社

【英訳名】 Ishihara Chemical Company, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 竹森 莞爾

【本店の所在の場所】 神戸市兵庫区西柳原町5番26号

【電話番号】 078 - 681 - 4801(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 浅野 真司

【最寄りの連絡場所】 神戸市兵庫区西柳原町5番26号

【電話番号】 078 - 681 - 4801(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 浅野 真司

【縦覧に供する場所】 石原薬品株式会社 東京支店
(東京都台東区台東2丁目26番11号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次 会計期間	第73期 第1四半期累計期間	第74期 第1四半期累計期間	第73期
	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
売上高 (千円)	3,709,599	3,824,132	14,209,024
経常利益 (千円)	309,387	184,966	945,887
四半期(当期)純利益 又は四半期純損失() (千円)	38,136	77,960	458,349
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)			
資本金 (千円)	1,447,280	1,447,280	1,447,280
発行済株式総数 (千株)	7,460	7,460	7,460
純資産額 (千円)	12,394,118	13,295,617	13,318,762
総資産額 (千円)	16,476,559	17,429,655	16,947,064
1株当たり四半期(当期)純利益 金額又は四半期純損失金額 () (円)	5.50	10.45	65.67
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)			
1株当たり配当額 (円)			35.00
自己資本比率 (%)	75.2	76.3	78.6

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結経営指標等については、記載しておりません。

3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

4 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、第74期第1四半期累計期間及び第73期は潜在株式がないため記載しておりません。第73期第1四半期累計期間は1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式がないため記載しておりません。

5 第73期の1株当たり配当額35円には、記念配当5円を含んでおります。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、生産設備の損壊、サプライチェーンの寸断や原発事故による電力供給不足問題等で企業の生産活動が低下し、全般的に低調な状況で推移しました。

このような状況下、国内電子関連分野の需要はやや低調に推移しましたが、輸出は金属表面処理剤を中心に旺盛な需要があり順調に伸びを示しました。この結果、当第1四半期累計期間の業績は、売上高3,824百万円（前年同四半期比3.1%増）、営業利益159百万円（前年同四半期比45.1%減）、経常利益184百万円（前年同四半期比40.2%減）、四半期純利益は77百万円（前年同四半期は四半期純損失38百万円）となりました。

セグメント別の売上高及び概要は、次のとおりであります。

(セグメント別の売上高) (百万円未満切捨表示)

セグメント		前第1四半期 累計期間	当第1四半期 累計期間	増減	平成23年3月期
金属表面処理剤 及び機器等	製品	1,228	886	341	4,432
	商品	490	1,045	555	2,337
計		1,718	1,932	213	6,769
電子材料	製品	66	83	17	350
	商品	379	264	114	1,143
計		445	347	97	1,493
電子関連分野計		2,163	2,279	115	8,263
自動車用化学製品等	製品	278	327	49	1,071
	商品	124	96	28	508
計		402	423	20	1,579
工業薬品	製品	61	61	0	229
	商品	1,081	1,059	21	4,136
計		1,142	1,120	22	4,366
総計		3,709	3,824	114	14,209
内訳	製品	1,634	1,358	275	6,082
	商品	2,075	2,465	390	8,126

(セグメント別の業績の概要)

(電子関連分野)

電子関連分野が対応する電子部品業界は、被災した電子部品・半導体の工場の復旧による生産再開や代替生産が進み始め出荷量は回復傾向にあります。

金属表面処理剤及び機器等

このような状況の中、国内電子部品需要は低調に推移しましたが、台湾、韓国向けのシリコンウエハーバンプ対応のめっき液の需要は、鉛フリー化とスマートフォン、タブレット端末、パソコンなどの需要拡大に伴い販売は順調に推移しました。化成処理液自動管理装置等もこれらタッチパネル関連向けに受注を伸ばしました。この結果、金属表面処理剤及び機器等の売上高は、1,932百万円(前年同四半期比12.4%増)となりました。

電子材料

電子材料のニッケル超微粉は、ユーザーのセラミックコンデンサの生産動向により需要は低調に推移しましたが、機能材料加工品は、対応する半導体製造装置業界において震災の影響はあったものの引き合いは旺盛にあり受注に結びつけることができました。この結果、電子材料の売上高は、347百万円(前年同四半期比22.0%減)となりました。

(自動車用品分野)

自動車化学製品等

自動車用品分野は、ガソリンスタンドの統廃合によるガソリンスタンドの減少、事故率低下、補修に対する価値観の変化等で市場規模の縮小傾向が続いておりますが、OEM商材のエアコン洗浄剤、補修用コンパウンドの拡販等を促進した結果、売上高は、423百万円(前年同四半期比5.2%増)となりました。

(工業薬品分野)

工業薬品

工業薬品分野は、一部取引先において被災に伴う生産への影響がありました。当社に大きな影響はなく、対応する鉄鋼分野において、特殊鋼の需要は旺盛で関連する薬剤の需要は順調に推移しましたが、化学関連の海外向け塩ビ触媒が低迷しました。この結果、売上高は、1,120百万円（前年同四半期比1.9%減）となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

会社の支配に関する基本方針の内容について

当社は、当社株式を、平成3年11月より大阪証券取引所へ上場しており、また、平成23年3月より東京証券取引所へ上場し、株式を市場に公開しております。上場会社である以上、当社取締役会が、当社株主の皆様及び投資家の皆様による当社株式の売買を妨げることはありません。当社取締役会といたしましては、当社の企業理念及び経営方針を背景に、研究開発への重点的な注力や中期的な経営基本戦略に基づく経営の推進等により、中長期的視点から当社の企業価値及び株主共同の利益の向上を目指し、これによって株主の皆様が長期的かつ継続的に当社の経営方針に賛同し、当社への投資を継続していただくために邁進いたしますが、大規模買付者が出現した場合、当該大規模買付者が当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切であるか否かの判断につきましては、最終的には当社株主の皆様の意思に委ねられるべきであると考えております。

しかしながら、株式の大規模買付行為又はこれに類する行為の中には、その目的・態様等から見て企業価値及び株主共同の利益を毀損するもの、大規模買付行為又はこれに類する行為に応じることを対象会社の株主に強要して不利益を与えるおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主に対して大規模買付行為又はこれに類する行為の内容や大規模買付者についての十分な情報を提供せず、取締役会や株主による買付条件等の検討や対象会社の取締役会の代替案の提案に要する十分な時間を提供しないもの等、対象会社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を妨げ、個々の株主の皆様の判断に委ねるべき前提を欠くものも少なくありません。

当社は、このように当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を妨げるような大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えており、このような大規模買付行為に対しては、株主の皆様の事前の承認や、株主の皆様の意思決定に基づき、当社取締役会が、法令及び定款によって許容される限度において当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じるべきであると考え、これを、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針といたします。

基本方針の実現に資する取組みについて

当社では、以下のように、当社の企業理念及び経営方針の下、中期的な経営基本戦略、CSR活動及びコーポレート・ガバナンスの強化への取組みから、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に努めております。これらの施策は、上記会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

a. 当社の中期的な経営基本戦略等

当社は、創業以来、界面化学（気体・液体・固体などの物質と物質の境界面に関する物性現象の研究）の技術をコアとして「物質表面の機能を創造する」ことを社会的使命とし、その実現に尽力し

てまいりました。具体的には、楽器・家具用液状つや出し剤「ユニコン」の製造・販売から、半導体外装部品等の表面処理に用いられているめっき液の開発・製造に至るまで業務の領域拡大をはかってまいりました。

当社は経営基本戦略として、次に掲げる5つの基本戦略を柱と位置づけ、経常利益の確保、ROE（自己資本利益率）・EPS（1株当たりの当期純利益）の向上等を通じた、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に全社をあげて邁進しております。

- (a) 新製品開発、新技術開発のため研究開発を積極的に行う。
- (b) 基礎となる3つの分野（電子関連分野・自動車用品分野・工業薬品分野）と4つの事業（電子関連分野における金属表面処理剤及び機器等、電子材料、自動車用化学製品等、工業薬品）をバランスよく展開し、各々の事業の収益力を高め、その総体として会社の業績の伸長をはかる。
- (c) 自社製品比率を高め、売上高総利益の拡大をはかり収益力の高い会社を目指す。
- (d) 電子材料関連分野を重点開発分野と位置づけ第5の事業を立ち上げる。
 - ア. 回路形成用銅めっき液市場への参入、展開
 - イ. 金属ナノ粒子を用いた電子回路形成材料の開発
- (e) 生産場所の分散による生産体制のリスクヘッジ及び生産能力の視点から工場取得、生産設備の増強をはかっていく。

さらに、当社は、当社がその事業により獲得した成果の配分の一環として、継続的な安定配当を行うことを基本としつつ、業績に応じた増配を実施するなど、当社株主の皆様への弾力的な還元策をはかっており、今後もかかる方針を堅持していきたいと考えております。

b. 当社のCSR（企業の社会的責任）活動とコーポレート・ガバナンスの強化への取組み

当社は環境にやさしい製品の開発、市場投入をはじめとして、本社、東京支店及び琵琶湖を控えた滋賀工場において環境保全対策の充実をはかっております。また、当社は、品質マネジメントシステムの国際規格である「ISO 9001」、環境マネジメントシステムの国際規格である「ISO 14001」の認証を取得し、これらをツールとして品質及び環境に対する万全の維持管理を行うとともに、地域社会への貢献もはかっております。

当社は効率的かつ健全な経営を可能にし、迅速な意思決定を行うことができる経営管理体制の充実と、経営の透明性の観点から経営のチェック機能の充実を重要な課題と考えており、その観点から、部長会における事例報告や行動指針としてのコンプライアンス規程の制定等によるコンプライアンスの強化、迅速かつ適切な情報開示、機関投資家説明会及び決算時の証券アナリスト説明会等の継続的なIR活動等を通じて、適切なコーポレート・ガバナンスの構築・強化をはかっております。

会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

当社が、上記のような会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、平成20年6月27日に導入した対応方針に代えて、平成23年6月28日付で新たに導入した対応方針（以下、「本対応方針」といいます。）の概要は以下の通りです。

《本対応方針の概要》

a. 大規模買付ルールの設定

本対応方針は、大規模買付者に対して大規模買付ルールに従うことを求めるものです。

大規模買付ルールとは、大規模買付行為が開始される前に、大規模買付者に対して、当社取締役会に対する十分な情報提供を要求し、それに基づき当社取締役会がその買付行為の評価・検討や代替案の提示等を行い、かつ、所定の期間が経過して初めて大規模買付行為を開始することを認める、というものです。

具体的には、（a）当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的かつ合理的な判断を客観的に行う諮問機関としての対抗措置を発動することができる状態にあるか否かを検討・判断する権限を株主総会から授けられた独立委員会の設置、（b）大規模買付者への意向表明書の提出要求、（c）大規模買付者への大規模買付情報（当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のための情報）の提供要求とその公表、（d）大規模買付情報の提供完了後60日間（対価を円貨の現金のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）又は90日間（上記以外の大規模買付行為の場合）の取締役会検討期間の設定、及び（e）取締役会検討期間の経過前（それまでに、下記に述べる対抗措置発動の判断を行うための株主総会の開催が決定された場合には当該株主総会の終了前）の大規模買付行為開始の禁止、等が大規模買付ルールの主な内容です。

b. 対抗措置の発動

当社取締役会は、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、当該ルールの違反のみをもって、相当と認められる対抗措置を講じることがあります。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に著しく反すると認められる場合には、当社取締役会は、独立委員会の判断を最大限尊重した上で、当社の企業価値及び株主共同の利益を守るために相当と認められる対抗措置を講じることがあります。

当社が、株主総会又は取締役会の決議を経て、本対応方針に基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、新株予約権の無償割当て、新株予約権の第三者割当てによる発行、新株の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める措置とし、具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することといたします。

c. 有効期間

本対応方針につきましては、平成23年6月28日開催の当社定時株主総会において、株主の皆様からのご賛同をいただき、同日開催の当社取締役会の終了時点から導入されました。

本対応方針の有効期間は、平成26年6月に開催される当社定時株主総会後、最初に開催される取締役会の終了時点までとします。但し、かかる有効期間の満了前であっても、（a）当社の株主総会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合、又は（b）当社の取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議がなされた場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

上記の取組みに対する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

当社の中期的な経営基本戦略、CSR活動、コーポレート・ガバナンスの強化への取組みは、中長期的視点から当社の企業価値及び株主共同の利益の向上を目指すための具体的方策として行われているものであり、まさに上記基本方針に沿うものです。

また、本対応方針は、以下のように合理性が担保されており、上記基本方針に沿うとともに当社の企業価値及び株主共同の利益に合致するものであり、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

- a. 本対応方針は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されるものです。
- b. 本対応方針は、当社定時株主総会の議案としてお諮りし、株主の皆様のご賛同をいただいております。また、当社の株主総会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合、本対応方針はその時点で廃止されるものとされており、そのため、本対応方針の消長及び内容は、当社株主の皆様の合理的意思に依拠したものとなっております。また、当社取締役会が独立委員会への諮問をした場合は、対抗措置を発動することができる状態にあるか否かを検討・判断する権限を株主総会から授権された独立委員会が、その判断について当社取締役会に勧告するものであり、対抗措置の発動は、間接的に株主の皆様の意思に依拠することになりますし、株主意思の確認手続として株主総会が開催される場合には、対抗措置の発動は、当社株主の皆様の直接の意思に依拠することになります。
- c. 本対応方針の対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的かつ合理的な判断を客観的に行う諮問機関として、当社及び当社の経営陣との間に特別の利害関係を有していない社外監査役、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、投資銀行業務又は当社の業務領域に精通している者、社外の経営者の中から選任される委員により構成される独立委員会を設置しております。
- d. 本対応方針に定める対抗措置は、予め定められた合理的かつ詳細な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを十分に確保しているものといえます。
- e. 当社取締役会は、大規模買付ルールが遵守された場合の対抗措置の発動について対抗措置を発動することができる状態にあるか否かを検討・判断する権限を株主総会から授権された独立委員会の勧告を最大限尊重し、又は株主総会を開催して株主の皆様の直接の意思を確認するように設定されております。このように、対抗措置の発動は当社株主の皆様の直接又は間接の意思に基づきなされるものであり、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。
- f. 本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、対抗措置の発動を阻止できない買収防衛策）、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、対抗措置の発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）のいずれでもありません。

(3) 研究開発活動

当第1四半期累計期間の研究開発費の総額は219百万円であります。

なお、当第1四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(4) 輸出版売の実績

輸出版売高及び輸出割合は、次のとおりであります。

前第1四半期累計期間		当第1四半期累計期間	
輸出版売高(千円)	輸出割合 (%)	輸出版売高(千円)	輸出割合 (%)
1,160,519	31.3	1,532,922	40.1

主な輸出先及び輸出版売高に対する割合は、次のとおりであります。

輸出先	前第1四半期累計期間 (%)	当第1四半期累計期間 (%)
台湾	39.5	35.7
韓国	21.2	35.4
アセアン	15.6	15.2
中国	23.0	13.2
その他	0.7	0.5
計	100.0	100.0

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	15,650,000
計	15,650,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年8月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	7,460,440	7,460,440	東京証券取引所 (市場第二部) 大阪証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は、100株 であります。
計	7,460,440	7,460,440		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年6月30日		7,460,440		1,447,280		1,721,281

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,457,400	74,574	
単元未満株式	普通株式 3,040		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	7,460,440		
総株主の議決権		74,574	

(注) 単元未満株式数には、当社所有の自己株式91株が含まれております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成23年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,145,687	4,465,717
受取手形及び売掛金	3,525,164	3,619,973
有価証券	70,154	-
商品及び製品	547,025	590,132
仕掛品	50,011	70,597
原材料及び貯蔵品	487,594	556,990
その他	154,353	125,659
貸倒引当金	352	362
流動資産合計	8,979,638	9,428,708
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	1,659,591	1,642,594
その他(純額)	939,782	969,956
有形固定資産合計	2,599,373	2,612,550
無形固定資産	42,649	45,461
投資その他の資産		
投資有価証券	3,920,727	3,956,137
その他	1,408,764	1,389,043
貸倒引当金	4,089	2,246
投資その他の資産合計	5,325,402	5,342,934
固定資産合計	7,967,425	8,000,947
資産合計	16,947,064	17,429,655
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,560,085	2,765,272
短期借入金	-	300,000
1年内返済予定の長期借入金	24,000	26,000
未払法人税等	84,912	68,626
賞与引当金	149,277	73,600
役員賞与引当金	22,600	11,300
その他	260,445	357,044
流動負債合計	3,101,321	3,601,845
固定負債		
長期借入金	8,000	-
退職給付引当金	104,515	84,214
役員退職慰労引当金	233,388	239,383
資産除去債務	38,512	38,512
その他	142,563	170,081
固定負債合計	526,980	532,191
負債合計	3,628,301	4,134,037

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成23年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,447,280	1,447,280
資本剰余金	1,741,909	1,741,909
利益剰余金	10,357,183	10,285,937
自己株式	85	190
株主資本合計	13,546,289	13,474,937
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	227,526	179,319
評価・換算差額等合計	227,526	179,319
純資産合計	13,318,762	13,295,617
負債純資産合計	16,947,064	17,429,655

(2)【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
売上高	3,709,599	3,824,132
売上原価	2,687,403	2,879,195
売上総利益	1,022,195	944,937
販売費及び一般管理費		
販売促進費	11,505	11,949
運賃及び荷造費	65,778	72,765
旅費及び交通費	39,905	37,739
報酬給与手当及び賞与	164,201	160,190
賞与引当金繰入額	38,954	39,388
役員賞与引当金繰入額	5,650	11,300
退職給付引当金繰入額	4,609	3,226
役員退職慰労引当金繰入額	5,863	5,995
福利厚生費	45,304	47,554
研究開発費	184,708	219,003
減価償却費	21,427	20,598
貸倒引当金繰入額	36	9
その他	143,074	155,376
販売費及び一般管理費合計	731,020	785,097
営業利益	291,175	159,839
営業外収益		
受取利息	305	234
有価証券利息	7,504	7,886
受取配当金	14,593	17,991
その他	7,871	8,099
営業外収益合計	30,274	34,212
営業外費用		
支払利息	276	152
売上割引	382	400
為替差損	9,022	6,153
コミットメントフィー	1,869	1,869
その他	510	510
営業外費用合計	12,061	9,086
経常利益	309,387	184,966

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
特別利益		
貸倒引当金戻入額	69	-
特別利益合計	69	-
特別損失		
固定資産売却損	135	-
固定資産除却損	1,007	188
投資有価証券評価損	206,286	42,496
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	38,512	-
その他	-	10
特別損失合計	245,941	42,694
税引前四半期純利益	63,515	142,271
法人税等	101,651	64,311
四半期純利益又は四半期純損失()	38,136	77,960

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【会計方針の変更等】

該当事項はありません。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
(税金費用の計算) 当事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

【追加情報】

当第1四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 当第1四半期会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産及び長期前払費用に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
減価償却費	67,644千円	72,478千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 平成22年4月1日 至 平22年6月30日)

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	104,045	15.00	平成22年3月31日	平成22年6月28日	利益剰余金

(2) 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 平成23年4月1日 至 平23年6月30日)

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	149,206	20.00	平成23年3月31日	平成23年6月29日	利益剰余金

(2) 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計	調整額 (注)1	四半期損益 計算書計上 額 (注)2
	金属表面処 理剤及び機 器等	電子材料	自動車用 化学製品等	工業薬品			
売上高							
外部顧客への売上高	1,718,709	445,070	402,832	1,142,986	3,709,599		3,709,599
セグメント間の内部 売上高又は振替高							
計	1,718,709	445,070	402,832	1,142,986	3,709,599		3,709,599
セグメント利益又は損失 ()	322,586	10,964	10,751	48,285	370,658	79,484	291,175

(注)1 セグメント利益の調整額 79,484千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費及び研究開発費であります。

2 セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計	調整額 (注)1	四半期損益 計算書計上 額 (注)2
	金属表面処 理剤及び機 器等	電子材料	自動車用 化学製品等	工業薬品			
売上高							
外部顧客への売上高	1,932,404	347,362	423,636	1,120,730	3,824,132		3,824,132
セグメント間の内部 売上高又は振替高							
計	1,932,404	347,362	423,636	1,120,730	3,824,132		3,824,132
セグメント利益又は損失 ()	188,921	12,970	32,454	47,451	255,856	96,018	159,839

(注)1 セグメント利益の調整額 96,018千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費及び研究開発費であります。

2 セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額()	5円50銭	10円45銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額()	38,136千円	77,960千円
普通株主に帰属しない金額	千円	千円
普通株式に係る四半期純利益金額又は 普通株式に係る四半期純損失金額()	38,136千円	77,960千円
普通株式の期中平均株式数	6,936千株	7,460千株

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、当第1四半期累計期間は潜在株式が存在しないため記載しておりません。前第1四半期累計期間は1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 8月 1日

石原薬品株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木村文彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 南方得男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている石原薬品株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第74期事業年度の第1四半期会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、石原薬品株式会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。